

業務規程の変更について

業務規程の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。  
変更の概要は下記のとおりです。

記

- ・容量市場における容量オークションに関する規定の変更  
【該当条文：第32条の2、  
附則（令和2年3月30日）第7条（変更）  
附則（令和 年 月 日）第2条（新設）】
- ・2025年度以降を実需給年度とする容量オークションにおいて、メインオークションにより確保する供給力の募集量をメインオークション募集要綱で定める供給力へ変更する等規定
- ・小売事業環境の激変緩和のための容量確保契約金額の算出方法について、容量オークションの募集要綱に定める旨規定

以上

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行  
令和3年4月16日変更

# 業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行  
令和\_\_年\_\_月\_\_日変更

# 業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p><u>令和3年4月16日変更</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（容量オークション） 第32条の2（略）</p> <p>一 メインオークション <u>必要供給力の全量</u>を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</p>	<p>（容量オークション） 第32条の2（略）</p> <p>一 メインオークション <u>メインオークション募集要綱（第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。）</u>で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、<u>メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</u></p> <p>ア 調達オークション 追加オークションのうち、<u>必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</u></p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうち、<u>必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</u></p>
<p>（メインオークション募集要綱の策定及び公表） 第32条の12（略）</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア メインオークションで募集する供給力（以下「メインオークション目標量」という。）と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>二～十一（略）</p>	<p>（メインオークション募集要綱の策定及び公表） 第32条の12（略）</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア メインオークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>二～十一（略）</p>
<p>（ペナルティ） 第32条の41（略）</p> <p>一（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>必要な供給力を提供できなかった場合</u></p> <p>二（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（ペナルティ） 第32条の41（略）</p> <p>一（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>供給力を提供できなかった場合</u></p> <p>二（略）</p> <p>2～4（略）</p>
<p>附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）</p> <p>第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p><u>2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。</u></p>	<p>附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）</p> <p>第7条 本機関は、<u>2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則（令和 年 月 日） （施行期日）</p> <p>第1条 <u>本規程は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>(容量確保契約金額の算出に関する経過措置)</p> <p>第2条 本機関は、2025年度以降を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に別に定める電源等については、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に定める方法により算出した金額を容量確保契約金額とする。</p>